

在沖米海兵隊員による性的暴行事件等に関する抗議決議

令和7年3月、米軍基地内で成人女性に性的暴行を加え、さらに別の女性にけがを負わせたとして、沖縄県警は4月7日、不同意性交と傷害の疑いで在沖米海兵隊員を書類送検し、那覇地方検察庁は同月30日付で起訴した。また、同年1月には別の米兵による性的暴行事件が発生していたことも、併せて明らかとなった。

本町議会では、米軍による事件事故が発生するたびに抗議を行ってきたものの、綱紀粛正や再発防止策などの実効性は全く見られず、度重なる事件の発生となり、問題は何も解決されないままである。

今回の事件をはじめ同様の事件が発生したことは、女性の尊厳と人権を蹂躪し、県民の安全・安心な生活を脅かすものであり、極めて遺憾で激しい怒りと憤りを禁じ得ない。

日米両政府は、こうした凶悪な事件が、戦後80年の現在でも幾度となく繰り返されている事態を重く受け止め、これ以上の沖縄県民の犠牲を断ち切るべく、実効性ある抜本的な対策を講じるべきである。

よって、本町議会は、女性と県民の人権、生命、財産を守る立場から、今回の事件に対し、最大限の抗議を表明し、下記のとおり強く要求する。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償並びに丁寧な精神的ケアを日米両政府が責任をもって行うこと。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底し、町民と県民が安全・安心して生活できる、実効性のある抜本的な再発防止策を速やかに公表すること。
- 3 在日米軍司令官が発表した新たなフォーラムについては、定期的に関し、事件公表の在り方、被害の未然防止及び再発防止について実効性のある協議を行い、公表すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

以上、決議する。

令和7年（2025年）6月10日

しまじりぐん は え ばるちよう
沖縄県島尻郡南風原町 議会議長 赤嶺 奈津江

【提出先】

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、
第3海兵遠征軍司令官、在沖米国総領事

